

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成27年3月25日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

第一生命保険株式会社

代表取締役社長 渡邊 光一郎

東京都千代田区有楽町1丁目13番1号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー藤の森ショッピングプラザ

京都市伏見区深草キトロ町82

（2）大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

6,910 m²

（3）大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

（4）大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000 m²）以下となる

日

平成25年5月6日

(5) 変更する理由

店舗を閉店するため

3 届出年月日

平成27年2月27日

(産業観光局商工部商業振興課)